

平成28年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第1号）

平成28年3月3日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議会運営委員長報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔上程、説明、質疑、以下日程第12まで同じ〕
- 日程第 5 議案第 4号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 5号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 6号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 平成27年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 8号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 9号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第10号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算
〔上程、説明、質疑、以下日程第21まで同じ〕
- 日程第14 議案第13号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成28年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成28年度小野町除染対策事業特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成28年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成28年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成28年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第24まで同じ〕
- 日程第23 議案第22号 小野町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- 日程第24 議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例について
- 日程第25 議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例について
〔上程、説明、質疑、以下日程第40まで同じ〕
- 日程第26 議案第25号 小野町職員定数条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 7 議案第 2 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 小野町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 小野町過疎地域自立促進計画について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 4 3 議案第 4 2 号 町有財産賃貸借契約の変更について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 4 4 議案第 4 3 号 小野運動公園多目的運動施設整備工事請負変更契約の締結について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 日程第 4 5 議案第 4 5 号 小野町道路線の認定について
〔上程、説明、質疑〕
- 日程第 4 6 議案第 4 6 号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて
〔上程、説明、質疑、採決〕
- 日程第 4 7 予算審査特別委員会の設置
- 日程第 4 8 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（12名）

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	鈴木慎也君
教育長	西牧裕司君	総務課長	阿部京一君
企画政策課長	佐藤浩君	税務課長	藤井義仁君
町民生活課長 兼除染推進室長	村上春吉君	健康福祉課長	山名洋一君
産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	石井一一君	地域整備課長	遠藤靖次君
教育課長	吉田吉広君	会計管理者 兼出納室長	宗像喜也君
代表監査委員	先崎福夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	折笠顕一
書記	草野隆行	書記	二瓶由佳子

開議 午前10時00分

◎感謝状の伝達

○議長（村上昭正君） 会議の前に、感謝状伝達式を行います。

事務局長。

吉田事務局長。

○事務局長（吉田浩祥君） 去る昨年11月27日、福島県町村議会議長会長より村上議長に感謝状が贈られました。

このたびの感謝状は、村上議長が福島県町村議会議長会の理事及び監事を歴任され、県議長会の発展に貢献した功績が認められたものであります。

それでは、感謝状の伝達を行います。

伝達は、吉田副議長より行います。

副議長、演壇前までお進み願います。

村上議長、演壇前までお進み願います。

○副議長（吉田康市君） 感謝状、村上昭正殿。

[感謝状伝達]

◎受賞者謝辞

○事務局長（吉田浩祥君） ここで、村上議長より一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。

○議長（村上昭正君） それでは、お礼のご挨拶を申しますが、こうして議長会長より表彰をいただきました。

まず、会議前にこういった場を設けていただきましたこと、感謝申し上げます。それから、この賞でありますけれども、これもひとえに皆さん方から議長というご推挙をいただきまして、また活動させていただいた中でのごさいますので、その件に関しましても感謝とお礼を申し上げたいと思ひます。

そしてまた、これから4年間議長という大役を仰せつかりました。引き続き、この町議会発展のため、そしてまた町発展のために全力で尽くして参りたいと思ひますので、今後におきましても、議員各位、それから町長初め町当局のご指導、ご理解を賜りますように改めてお願いを申し上げます、感謝のご挨拶にかえさせていただきますたいと思ひます。

どうもありがとうございました。また、よろしくお願ひを申し上げます。

○事務局長（吉田浩祥君） 以上で、伝達式を終了いたします。

◎開議の宣告

○議長（村上昭正君） それでは、ただいまから、平成28年小野町議会定例会3月会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（村上昭正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、会議規則第125条の規定により、議長において、
3番 竹川里志 議員
4番 宗像芳男 議員
を指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（村上昭正君） 日程第2、定例会3月会議の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
4番、宗像芳男議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 宗像芳男君登壇〕

○議会運営委員会委員長（宗像芳男君） 去る2月29日に開催した議会運営委員会の結果について報告いたします。

平成28年小野町議会定例会3月会議の会議日程については、3月3日から3月11日までの9日間を目途に進めることといたしました。

次に、議案の採決方法について、議案第3号、議案第12号及び議案第46号については起立採決とし、議案第4号から議案第11号まで及び議案第13号から議案第45号までについては簡易採決により行うことといたしました。

なお、議案第41号、議案第43号及び議案第46号については、委員会付託を行わず、議案が上程された日に採決を行うことといたします。

次に、陳情の取り扱いについて、陳情第2号については厚生産業常任委員会に、陳情第3号については総務文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査することと決定いたしました。

なお、陳情第1号については、小野町議会運営基準第131条の規定に基づき、委員会付託を行わず、写しを配付することと決定いたしました。

以上をもって報告といたします。

○議長（村上昭正君） ただいまの議会運営委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議会運営委員長報告のとおり、定例会3月会議の日程は、本日から3月11日までの9日間を目途に進めることといたします。

次に、議案の採決方法について、議案第3号、議案第12号及び議案第46号については起立採決とし、議案第4号から議案第11号まで及び議案第13号から議案第45号までについては簡易採決により行うことといたします。

定例会3月会議の日程については、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき出席を求めましたのは、町長、教育委員会委員長、農業委員会会長及び代表監査委員であり、その委任を受けました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員から例月出納検査報告書が提出されております。

また、教育委員会委員長から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、評価に関する報告書が提出されております。

以上の報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本日まで受理した請願・陳情は3件であります。

◎議案第3号～議案第11号の上程

○議長（村上昭正君） 議案の上程を行います。

日程第4、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第12、議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）まで9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第3号～議案第11号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） ただいまの村上議長、福島県町村議会議長会の長年の理事・監事を務められたということで、ここで伝達が行われたわけでありますけれども、本当にご功績に対しまして、衷心によりお祝いと敬意を表するところでございます。今後、ますますのご活躍を期待いたすところであります。

それでは、平成28年小野町議会定例会3月会議が開催されるに当たり、平成28年度一般会計予算を初めとする重要な議案を提出いたしました。

以下、その概要をご説明申し上げますが、それに先立ち、町政執行に係る所信の一端を申し述べさせていただきます。

平成28年度は、私が町長に就任し、4年目となる現任期の最終年度を迎えることとなります。

町長就任以来、企業誘致を初め、震災や原発事故からの確かな復興と人口減少に歯どめをかけ、元気なまちづくりを目指し、各種施策に取り組んできたところであります。

昨年の町制施行60周年の記念すべき年に当たっては、小野町名誉町民の推戴、町の公式イメージキャラクターやロゴマークの作成、各種イベントにおきましては、事業内容を拡大し取り組み、町内外に元気を発信できたものと思っております。

また、地方の人口減少に歯どめをかけるなどを目的に、まち・ひと・しごと創生法が制定されたことに伴い、町独自の小野町人口ビジョン、小野町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる地方版総合戦略を策定し、平成28年度より子育て支援を初めとする、人口減少対策に力点を置いた本格的取り組みを行って参る所存であります。

そのため、認定こども園の整備、放課後子供活動環境整備、妊婦健診、子育てに関する情報発信などの子育てに係る環境整備や出会いの場の創出による結婚・出産につながる施策等を一元的に推進するための「子育て支援課」を設置する条例改正案を上程させていただいているところであります。

また、除染につきましては、町内の除染作業が終了し、国において進めておりました中間貯蔵施設予定地への試験輸送が2月4日に開始され、夏井、飯豊、小野新町地区仮置き場の全ての除染土壌等につきまして、2月26日に搬出が完了しました。

これに伴い、平成25年度に設置した除染推進室は、今年度をもって廃止することとしております。

次に、過疎地域自立促進計画の策定に関してであります。先般、ご報告申し上げましたとおり、平成28年度から平成32年度までの5カ年の計画を策定したところであります。

「豊かな心を育むひとづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「地域資源をいかした魅力ある産業づくり」、「新たなコミュニティ構築によるふるさとづくり」の4つの基本方針に基づき、過疎対策事業

債を活用しながら、諸施策に取り組んで参りますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます次第であります。

平成28年度の当初予算は、第4次小野町振興計画後期基本計画に基づく諸施策、ただいま申し上げましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、過疎地域自立促進計画に基づく事業等に重点的に予算の配分を行い、編成したものであります。

また、地方交付税及び臨時財政対策債の交付額が減少する見込みなど、一般財源の縮小が懸念されることから、積極的に財源の確保に取り組むとともに、事業量、費用対効果等を徹底的に見きわめ、多様化する町民からの要望を適切に反映させるため、組織横断的な視点で編成作業を行った上で、歳入に見合った歳出の原則を堅持しながら、選択と集中により、効率的な事業の推進を図るべく編成したものであります。

次に、第4次小野町振興計画、平成28年度実施計画において、重点的に進める主な事業についてご説明申し上げます。

まず最初に、認定こども園整備事業であります。現在、認定こども園建設候補地選定の基礎資料を作成し、選定作業を進めているところであります。建設候補地選定後、新年度において用地の選定取得に向け調査を実施し、その結果により用地の取得と測量設計事業を行う計画で、必要となる費用を当初予算に計上させていただいたところであり、あわせて認定こども園の設置に向けた運営、保育内容、施設整備等についても検討を行うこととしております。

次に、子育て支援による安心できるまちづくり事業についてであります。小野運動公園多目的運動施設が新年度より利用可能となるため、一体的に利用できるよう、子供の野外遊び場を整備するとともに、周辺設備の改修を行い、幼児教育施設等に子育て応援員を配置し、子育てに関する相談や情報発信を行うなど、子育て環境の向上と世代間交流による安心できるまちづくりを目指すものであります。

次に、子育て支援基金事業についてであります。子育て世帯の支援を目的とし基金を創設し、運用することにより、子供たちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進いたします。

次に、読書活動推進事業であります。昨年12月に制定されました小野町図書・新聞に親しむ条例に基づく事業であり、幼児から高齢者までの全ての住民の方が図書等に親しむことのできる環境整備と事業展開を図ることにより、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにできる人材の育成を図ることとしております。

次に、創業支援事業についてであります。先月、株式会社東邦銀行と包括連携協定を締結したところであり、町内金融機関と連携し、町内で創業を希望する方などに対し、ワンストップ相談窓口の整備、経営セミナー等の創業支援を積極的に行うものであります。

次に、おのまち中心市街地賑わい創出事業についてであります。町の特産品を生かしたオリジナル商品の開発・販売のためのチャレンジショップを設置するとともに、町内商店街や特産品及び町の魅力を発信させるためのアンテナショップを併設する事業で、新規創業者等の支援を図るものであります。

次に、防災救急ヘリポート整備事業であります。災害発生時の防災ヘリ及び救急患者輸送時のドクターヘリの離着陸の円滑で安全な運行を図ることにより、安全・安心な生活の実現を図るものであります。

次に、新公共交通システム整備事業であります。高齢者等のいわゆる交通弱者の日常生活における円滑な

交通手段の確保を図るもので、当町における公共交通の現状及び課題を把握し、町民の実情を十分踏まえながら乗り合いタクシーの試行運転を行うものであります。

以上、平成28年度予算編成における基本方針及び主な施策の一端を述べさせていただきました。

本町を取り巻く諸情勢は、依然、少子高齢化等により厳しい状況にありますが、子育て支援を重点的に進めるとともに、引き続き「確かな復興」、「元気な町づくり」、「町民の安全・安心」につながる施策を常に考え、積極的に実施してまいりますので、議員各位のなお一層のご支援、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、平成28年小野町議会定例会3月会議に提出をいたしました議案の提案理由をご説明申し上げます。議案第3号から議案第11号までの平成27年度各会計補正予算9案件につきましてご説明をいたします。

初めに、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に9,083万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を53億9,539万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、個人及び法人町民税、固定資産税、普通交付税、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費国庫補助金、地方創生加速化交付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業国庫補助金、一般補助施設整備等事業債等を増額し、児童手当国庫負担金、臨時福祉給付金等給付事業国庫補助金、社会資本整備総合交付金、自立支援医療費県負担金等を減額するものであります。

歳出におきまして、増額するものとしたしましては、まず初めに、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、国において創設された地方創生加速化交付金事業として、民生費、商工費において、事業費総額7,955万6,000円を計上しております。

また、福島県人事委員会の勧告に伴い、該当費目の給料、職員手当、共済費の人件費の増減補正を計上しております。

その他におきまして、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費、公立小野町地方総合病院企業団負担金等を増額しております。

減額するものとしたしまして、固定資産台帳整備事業費、小野山神集会所新築工事費、臨時福祉給付金事業費、田村広域行政組合分担金、農業系汚染廃棄物（キノコ用ほだ木）処分業務委託料、北ノ内・宮ノ前線工事費、多目的運動施設新設工事費等であります。

次に、議案第4号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から680万円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億9,259万2,000円とする補正予算であります。

歳出において、保険給付費の各費目における年間見込み額を増減補正するものであり、財源として、歳入において療養給付費交付金、保険基盤安定繰入金等を増額するものであります。

次に、議案第5号 平成27年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から6万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億645万5,000円とする補正予算であります。

歳入において、後期高齢者医療保険料の増減、繰入金を増減、受託事業収入を減額し、歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、総務費及び保健事業費を減額するものであります。

次に、議案第6号 平成27年度小野町除染対策事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から913万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3,217万9,000円とする補正予算であります。

歳出において、仮置き場モニタリング委託料、試験輸送補完委託料等を減額し、歳入において、除染対策事業交付金等を減額するものであります。

次に、議案第7号 平成27年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億9,332万円とする補正予算であります。

歳入において、国庫支出金を増額し、保険料、支払基金交付金、県支出金、繰入金を減額するものであります。

歳出において、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料を減額するほか、保険給付費等の各費目において年間見込み額の増減補正をするものであります。

次に、議案第8号 平成27年度小野町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を327万6,000円とする補正予算であります。

歳入において、サービス収入を増額し、歳出において、介護予防サービス計画作成委託料を減額し、諸支出金において、介護保険特別会計繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第9号 平成27年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から324万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7,139万3,000円とする補正予算であります。

歳出において、浄化槽設置工事費を減額し、歳入において浄化槽設置費分担金、循環型社会形成推進交付金、下水道事業債等を減額するものであります。

次に、議案第10号 平成27年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に132万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を468万1,000円とする補正予算であります。

歳入において、文化・体育振興基金造成一般寄附金を増額し、あわせて一般会計繰入金を同額増額するものであります。

また歳出において、一般寄附金、一般会計繰入金、基金利子の合計額分を文化・体育振興基金積立金に積み立てするものであります。

議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収支につきましては、収入86万1,000円を増額し、総額1億6,556万8,000円、支出521万5,000円を減額し、総額1億6,115万7,000円とするものであります。

収入において、他会計負担金等を増額し、支出において、八反田浄水場計装設備点検委託料等を減額するものであります。

資本的収支につきましては、収入300万円を減額し、総額8,789万3,000円、支出300万円を減額し、1億5,155万4,000円とするものであります。

収入において、配水管布設替事業債を減額し、支出において、重要給水施設配水管事業工事費を減額するものであります。

以上、議案第3号から議案第11号までの平成27年度各会計補正予算9案件につきましてご説明申し上げましたが、いずれも真に必要な補正予算であります。

なお、細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしくをお願い申し上げます。

◎議案第3号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第3号について質疑を終わります。

◎議案第4号～議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 次に、議案第4号 平成27年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第11号 平成27年度小野町水道事業会計補正予算（第4号）までの8議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第11号までの8議案について質疑を終わります。

◎議案第12号～議案第20号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第13、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算から日程第21、議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算まで9議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第12号～議案第20号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第12号から議案第20号までの平成28年度各会計当初予算9案件について、ご説明をいたします。

初めに、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億2,300万円とするもので、平成27年度当初予算に対し2.03%減となるものであります。

一般会計の主な内容であります。歳入につきましては、町税が3.38%増の9億4,799万8,000円。地方交付税が震災復興特別交付税の減により6.47%減の18億2,000万円、町債が、1.39%減の5億3,730万円などを見込むものであります。

続きまして、歳出であります。旧学校施設解体工事費、笑顔とがんばり子育て応援金、子育て支援基金積立金、認定こども園整備事業費、多面的機能支払交付金事業費、街なか賑わい創出事業補助金、町道維持補修工事費、百目木・堀切線及び北ノ内・宮ノ前線整備工事費、河川改修事業負担金、七合田団地長寿命化修繕工事費、ポンプ置き場解体・新設及び防火水槽等新設工事費、臨時ヘリポート整備工事費、町民運動会事業費などを計上するものであります。

次に、議案第13号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比2,451万3,000円、1.6%減の14億8,588万9,000円とするものであります。

歳出において、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金などを見込み、歳入において、国民健康保険税、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金などを見込むものであります。

次に、議案第14号 平成28年度小野町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比158万3,000円、1.5%増の1億795万5,000円とするものであります。

歳入において、後期高齢者医療保険料を見込み、同額を歳出において後期高齢者医療広域連合納付金に充てるものであります。

次に、議案第15号 平成28年度小野町除染対策事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比3,074万7,000円、58.0%減の2,225万3,000円とするものであります。

歳出において、仮置き場原状回復工事費などを見込み、歳入において、県支出金などを見込むものであります。

次に、議案第16号 平成28年度小野町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比4,900万2,000円、4.2%増の12億1,954万2,000円とするものであります。

歳出において、保険給付費などを見込み、歳入において、介護保険料、国庫支出金などを見込むものであります。

次に、議案第17号 平成28年度小野町介護保険サービス事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比1万3,000円、0.4%増の327万2,000円とするものであります。

歳入において、介護予防サービス計画収入を見込み、歳出において介護保険特別会計繰出金などを見込むものであります。

次に、議案第18号 平成28年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比183万円、2.1%増の8,732万9,000円とするものであります。

歳出において、浄化槽設置工事費などを見込み、歳入において、浄化槽設置分担金、下水道事業債などを見込むものであります。

次に、議案第19号 平成28年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額を、前年度対比22万5,000円、7.2%減の291万1,000円とするものであります。

歳入において、文化・体育振興基金繰入金を計上し、歳出において、文化振興事業費、体育振興事業費に充てるものであります。

次に、議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算であります。収益的収支におきましては、収入1億7,073万6,000円、支出1億6,458万3,000円と定め、資本的収支におきましては、収入7,843万6,000円、支出1億4,509万6,000円とするものであります。

主な内容であります。収益的収支において、収入では、水道使用料などを見込み、支出では、浄水施設維持管理費用、減価償却費、企業債利息などを計上するものであります。

資本的収支において、収入では、工事負担金、国庫補助金などを見込み、支出では、重要給水施設配水管工事費、河川改修事業配水管布設替工事費などを見込むものであります。

以上、議案第12号から議案第20号までの平成28年度各会計予算9案件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第12号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第12号 平成28年度小野町一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第12号について質疑を終わります。

◎議案第13号～議案第20号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第13号 平成28年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算までの8議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第13号から議案第20号までの8議案について質疑を終わります。

◎議案第21号～議案第23号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第22、議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例についてから日程第24、議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例についてまで3議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第21号～議案第23号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第21号から議案第23号までの条例制定案件3件につきまして、ご説明いたします。

初めに、議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例についてであります。本案につきましては、行政処分に関し住民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続の制度について、公正性、利便性の向上と

いった観点から、現行の行政不服審査法が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、審査請求人からの審査請求を処分に関与しない職員が審理し、その審理に対する裁決を審査庁長が行うに当たり、第三者機関への諮問・答申が必要となるため小野町行政不服審査会を設置するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第22号 小野町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてであります。本案につきましては、議案第21号同様、行政不服審査法の改正に伴い制定するもので、審査庁による審理手続等において、審査請求人または参加人は、提出書類等につき、写しの交付を求めることができることとなったため、交付手数料の額及び納付義務に関する規定について、地方公共団体の条例に委任されていることから当該条例を制定するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例についてであります。本案につきましては、少子化対策の一つとして、子供の健全育成と子育て支援を目的に基金を造成し、安心して子育てができる環境づくりを推進するため新たに制定し、平成28年4月1日より施行するものであります。

以上、議案第21号から議案第23号までの条例制定案件3件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第21号～議案第23号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

初めに、議案第21号 小野町行政不服審査会設置条例についてから議案第23号 小野町笑顔とがんばり子育て支援基金条例についてまでの3議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第21号から議案第23号までの3議案について質疑を終わります。

◎議案第24号～議案第39号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第25、議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてから日程第40、議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてまで、16議案を一括して議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

[議会議務局長朗読]

◎議案第24号～議案第39号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

[町長 大和田 昭君登壇]

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、これまで少子化対策や子育て支援等の取り組みを、関係各課でそれぞれ行ってまいりましたが、認定こども園の整備、放課後子供活動環境整備、妊婦健診、子育てに関する情報発信などの子育てに係る環境整備や出会いの場の創出による結婚・出産につながる施策等を一元的に推進するための「子育て支援課」を新設し、事業の加速化を図るものであり、平成28年4月1日より施行するものであります。

議案第25号 小野町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、町部局に属する「子育て支援課」の新設に伴い、現在、教育委員会部局に属する幼稚園、保育園、児童園等の幼児教育部門が「子育て支援課」の所管となることから、各部局の職員の定数を改めるもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第26号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、平成27年10月6日付福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分の162.5」に改め、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

また、平成28年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を「100分の147.5」から「100分の150」に、12月の支給率を「100分の162.5」から「100分の160」にそれぞれ改めるもので、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第27号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第26号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分の162.5」に改め、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものです。

また、平成28年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を「100分の147.5」から「100分の150」に、12月の支給率を「100分の162.5」から「100分の160」にそれぞれ改め、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第28号 旧教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につい

てであります。また、議案第26号同様、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に準じ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例附則第4項により、なおその効力を有するとされている当該条例を改正するもので、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の157.5」から「100分162.5」に改め、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものです。

また、平成28年度以降に支給される期末手当の6月の支給率を「100分の147.5」から「100分の150」に、12月の支給率を「100分の162.5」から「100分の160」にそれぞれ改め、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第29号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、議案第26号と同様、福島県人事委員会の給与等に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、12月に支給される職員の勤勉手当の支給率を「100分の75」から「100分の85」に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給率を「100分の35」から「100分の40」に改めるものであります。

また、民間給与との格差を埋めるため、若年層に重点を置きながら、給与表の水準を平均0.3%引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものであります。

また平成28年度以降に支給される勤勉手当の支給率を「100分の85」から「100分の80」に改めるとともに、再任用職員につきましても、勤勉手当の支給率を「100分の40」から「100分の37.5」に改めるものであり、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第30号 小野町行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うもので、処分及び行政指導に関する手続について、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める制度を整備するための改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第31号 行政不服審査法及び地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本案につきましては、行政不服審査法及び地方公務員法が改正され、本年4月1日より施行されることに伴い、関連する小野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、小野町情報公開条例、小野町個人情報保護条例、小野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、地方公務員法の改正に伴い、人事管理項目及び退職管理項目等の追加及び条ずれによる条項番号の改正、また行政不服審査法の改正に伴う法律番号、文言の改正等を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第32号 小野町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、行政不服審査法及び同施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、電子メールを使用して弁明があった場合は、弁明書の提出があったものとみなす改正や、審査請求人等から書類等の写しの請求があった場合の手数料の額等について新たに規定するものであり、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第33号 小野町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでありま

すが、本案につきましては、平成24年8月から児童扶養手当法において、ひとり親家庭の定義に、「父又は母が、母又は父の申し立てにより、DV保護命令を受けた児童を監護する家庭」が盛り込まれ、ひとり親家庭医療費助成事業の認定要件は、児童扶養手当の認定要件と一致していることから、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されたため、同様の改正を行うもので、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第34号 小野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、平成28年4月1日より小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行される、いわゆる地域密着型通所介護の創設が施行されることを受け、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、利用定員等の規定及び地域等の連携に関する規定などを追加するものであります。

なお、改正に当たっては、当町における地域密着型サービスの現状と照らし合わせ、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性がないことから国の基準どおり改正するもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第35号 小野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、議案第34号同様、地域密着型通所介護の創設が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであり、地域密着型通所介護に関する基本方針を初め、人員、設備及び運営に関する基準等を追加するもので、当町における地域密着型サービスの現状に照らし合わせた結果、特殊事情等がないことから、国の基準どおりの改正を行うこととし、平成28年4月1日より施行するものであります。

次に、議案第36号 小野町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、地方分権改革の中で閣議決定された平成26年の地方からの提案等に関する対応方針において、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が平成27年10月16日に公布され、寡婦の定義を広げ、婚姻によらないで母または父となった場合でも寡婦の解釈に含むこととなったことから、同様の改正を行うもので、平成28年10月1日より施行するものであります。

なお、現在入居されている方の家賃の算定の基礎となる収入の計算につきましては、平成29年3月31日までの間は、改正前の規定によるものであります。

次に、議案第37号 小野町立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども子育て支援新制度の基準において、多子世帯、ひとり親世帯等の保育料軽減措置について、対象者が拡大することに伴い、保育料軽減に係る所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、多子世帯の保育料において、従来18歳以下の子を第1子、第2子と順にみなし、第2子を半額、第3子以降を無償としておりましたが、年収360万円未満の世帯については、年齢制限を撤廃し、18歳以上の子供についても第1子、第2子と順にみなすなどの改正を行うもので、平成28年4月1日より

施行するものであります。

次に、議案第38号 小野町勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案につきましては、勤労青少年ホームの設置について、上位法である勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行により設置規定が廃止されたことに伴い、関係条文の整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてあります。本案につきましては、小野運動公園内多目的運動施設建設が今年度内に終了することから、名称を「多目的運動施設」とし、1時間当たりの使用料金を一般の方で500円、高校生以下を無料とするなどの規定を加える改正を行うもので、平成28年4月1日より施行するものであります。

以上、議案第24号から議案第39号までの条例の一部改正案件16件につきましてご説明申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

◎議案第24号～議案第39号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第24号 小野町課設置条例の一部を改正する条例についてから議案第39号 小野町社会体育施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてまでの16議案について、一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第39号までの16議案について質疑を終わります。

暫時休議といたします。

再開を11時30分といたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（村上昭正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第40号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第41、議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第40号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成15年より西牧門氏からの浄財をもとに小野町図書館に西牧門文庫を設置するため、西牧門文庫基金を創設し、長年にわたり町民の方に愛される図書の購入に充てさせていただいておりましたが、平成27年度をもち基金の取り崩しが完了したことから、平成28年4月1日をもって当該条例を廃止するものであります。

以上、議案第40号 条例の廃止案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第40号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第40号 西牧門文庫基金条例を廃止する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第40号について質疑を終わります。

◎議案第41号の上程

- 議長（村上昭正君） 日程第42、議案第41号 小野町過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。
吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第41号の説明

- 議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

- 町長（大和田 昭君） 次に、議案第41号 小野町過疎地域自立促進計画についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成26年に策定した小野町過疎地域自立促進計画が平成27年度末で期間満了となりますが、過疎地域自立促進特別措置法が平成24年に改正になり、有効期限が平成33年3月31日まで延長されていたことにより、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間の小野町過疎地域自立促進計画を策定し、地域の特性や、あらゆる資源を有効的に活用し、社会や地域の変化にも迅速かつ柔軟に対応し得る地域力を育み、個性的で持続可能な地域の創出を目指すものであります。

以上、議案第41号 計画策定案件1件につきまして、ご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第41号の質疑

- 議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第41号 小野町過疎地域自立促進計画について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第41号について質疑を終わります。

◎議案第41号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第41号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第41号の討論を終わります。

◎議案第41号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第41号 小野町過疎地域自立促進計画についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第43、議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第42号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更についてであります。本案につきましては、一般廃棄物最終処分場用地として株式会社ウィズウェイストジャパンと締結している町有財産賃貸借契約について、貸付期間が平成28年3月31日をもって満了となるため、平成30年3月31日までの2年間延長する契約変更をしたいため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、貸付代金につきましては、現在同様、年額70万円とするものであります。

以上、議案第42号 契約変更案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます、提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第42号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第42号 町有財産賃貸借契約の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第42号について質疑を終わります。

◎議案第43号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第44、議案第43号 小野運動公園多目的運動施設整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会議務局長朗読〕

◎議案第43号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第43号 小野運動公園多目的運動施設整備工事請負変更契約の締結についてであります。本案は、平成27年8月11日に締結した小野運動公園多目的運動施設整備工事請負契約を変更したいため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、多目的運動施設整備工事に伴い、既存のクレーテニスコート3面の移設工事を予定しておりましたが、整備計画の変更により移設の必要がなくなったため、当初契約額2億6,438万4,000円から2億6,367万5,520円に70万8,480円を減額変更するものであり、その他については当初契約と変更ないものであります。

以上、議案第43号 工事請負変更契約締結案件1案件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第43号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第43号 小野運動公園多目的運動施設整備工事請負変更契約の締結について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第43号について質疑を終わります。

◎議案第43号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議案第43号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、議案第43号の討論を終わります。

◎議案第43号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第43号 小野運動公園多目的運動施設整備工事請負変更契約の締結についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程

○議長（村上昭正君） 日程第45、議案第45号 小野町道路線の認定についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第45号の説明

○議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 次に、議案第45号 小野町道路線の認定についてであります。本案につきましては、既認定町道と同様に管理し、または整備済みである住家連担区間の路線、集落間を連絡する路線等、特に住民生活に密着した法定外道路15路線、総延長5,569メートルについて、町道路線への新規認定を行うものであり、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第45号 道路線認定案件1件につきましてご説明を申し上げましたが、なお細部につきましては、それぞれ副町長以下、関係課長等に説明をいたさせますので、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案の説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎議案第45号の質疑

- 議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。
議案第45号 小野町道路線の認定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。
したがって、議案第45号について質疑を終わります。
-

◎議案第46号の上程

- 議長（村上昭正君） 日程第46、議案第46号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本人より一身上の事件につき退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。
代表監査委員退席。

〔代表監査委員退席〕

- 議長（村上昭正君） 事務局長に朗読させます。
事務局長。
吉田事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

◎議案第46号の説明

- 議長（村上昭正君） 町長の提案理由の説明を求めます。

町長。
大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

- 町長（大和田 昭君） 議案第46号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年3月31日をもって任期満了となる現委員であります大字小野新町字中通129番地、先崎福夫氏を当町の行政運営に対して、適切な監査に引き続きご尽力いただきたいため、再度、小野町監査委員として任命

いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期につきましては、平成28年4月1日から4年間となるものであります。

また、同氏は、私及び副町長と地方自治法第198条の2に規定する親族関係になく、在職禁止に当たらないことを申し添えます。

以上、議案第46号 人事案件1案件につきましてご説明を申し上げましたが、慎重ご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明といたします。

よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第46号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議案第46号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案第46号について質疑を終わります。

◎議案第46号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

議案の採決を行います。

議案第46号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案に同意することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第46号 小野町監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

先崎代表監査委員の入場を求めます。

〔代表監査委員入場〕

○議長（村上昭正君） ただいまの人事案件の結果について申し上げます。

原案のとおり全員賛成により同意されたことを報告いたします。

町長。

○町長（大和田 昭君） 一言、報告をさせていただきます。

議長。

○議長（村上昭正君） 町長。

大和田町長。

○町長（大和田 昭君） 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定については、指定管理者候補者より、諸般の事情により辞退の申し出がありましたので、今般、取り下げをいたしましたので、この場をおかりしてご報告を申し上げたいと思います。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（村上昭正君） 日程第47、予算審査特別委員会の設置を議題といたします。

特別委員会の設置については、お手元に配付の議長発議第1号のとおり、設置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第3号 平成27年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第21、議案第20号 平成28年度小野町水道事業会計予算までの18議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第20号までの18議案については、11人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の委員の選任

○議長（村上昭正君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、1番、渡邊直忠議員、2番、会田明生議員、3番、竹川里志議員、4番、宗像芳男議員、5番、田村弘文議員、6番、籠田良作議員、7番、水野正廣議員、8番、遠藤英信議員、9番、久野峻議員、10番、佐・登議員、11番、吉田康市議員を指名します。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、ただいまの議長指名のとおり選任することに決定いたしました。

◎予算審査特別委員会の正・副委員長の選任

○議長（村上昭正君） ただいま設置されました予算審査特別委員会の正・副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会の互選となっておりますので、暫時休議し、その間に特別委員会で選任していただきたいと思います。

暫時休議といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時55分

○議長（村上昭正君） 文書の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（村上昭正君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正・副委員長の選任について、委員長に籠田良作議員、副委員長に田村弘文議員が互選されました。

以上申し上げまして、報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第48、議案の委員会付託を行います。

お手元に配付の付託事件表をご覧ください。

本案のとおり、常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議ありませんので、付託事件表のとおり、常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（村上昭正君） 日程第49、請願・陳情の委員会付託を行います。

陳情第2号及び陳情第3号については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり付託いたします。

なお、陳情第1号については、議会運営委員長から報告があったとおり、委員会付託は行わず、写しを配付いたします。

なお、陳情書の写しはお手元に配付のとおりであります。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 以上をもって本日の会議日程は全部終了いたしました。

本日の会議はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時57分